

## 美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

本要領は、美里町（以下「本町」という。）が美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定める。

### 1 業務の目的

本町は、令和11年度に3つの小学校（松久小学校、東児玉小学校、大沢小学校）の統合を予定しており、小学校統合にあたって、児童の通学手段の確保として、スクールバスの導入を検討している。

本業務ではスクールバス導入に向け、運行手法及び乗降場所、運行経路、時刻表等の運行内容を検討し、運行計画としてとりまとめることを目的とするものである。本業務では児童の安全を考慮し、地域の実情にあった実現可能な計画を策定するにあたり、民間事業者の持つスキームや専門的なノウハウが求められているため、本プロポーザルにより受託希望者を募集するものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙の「美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託仕様書」による。
- (3) 発注者 美里町長 原田 信次
- (4) 履行期間 契約日から令和9年1月30日まで（運行内容の検討は令和8年12月26日まで）  
事業費限度額 金4,719,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務は、以下の主要施策を実施する。（その他詳細については、仕様書による。）

- ①計画準備・資料収集整理
- ②運行内容の検討
- ③事業者ヒアリングの実施
- ④計画書、報告書の作成
- ⑤打合せ協議・運営支援
- ⑥その他

また事業者の選定方法については、本プロポーザルを実施し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下、「特定者」という。）を特定することとする。

### 4 参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。
- (3) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団並びにそれらと密接な関係を有する者でないこと。また美里町の締結する契約からの美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年告示第82号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は再生手続きをしていないこと。
- (6) 事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (7) 以下の要件を満たすものとし、業務着手時に当該実績を証明できる書類（写し）を提出すること。
- ①平成28年度以降において、地方公共団体における地域公共交通計画、コミュニティバス運行計画又はスクールバス運行計画の策定又は改定に関する業務を完了していること。
  - ②本業務における管理技術者については、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者であり、かつ契約日より3ヶ月前より受注者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものとする。雇用を証明する書類について発注者に提出し、承認を得るものとする。
  - ③本業務における照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

## 5 スケジュール等（予定）

日時	内容	備考
5月25日（月）	実施要領等の公表	
6月5日（金）	参加申込書（一次審査）の提出期限	
6月10日（水）	参加資格確認通知	
6月12日（金）PM5:00	質問受付期限	電子メール
6月16日（火）	質問回答	電子メール
6月23日（火）PM5:00	企画提案書提出期限	
6月29日（月）	プレゼンテーション・ヒアリング	提案の審査
7月1日（水）	審査結果通知	
7月上旬	契約締結・業務開始予定	

## 6 質問に関する事項

- (1) 質問様式 質問書（様式第1号）
- (2) 受付期限 令和8年6月12日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、ワードファイルを添付送信し提出する。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。  
なお、電子メールの件名は「美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託質問書」とし、次のメールアドレス宛に送信するものとする。  
〈質問書送信先メールアドレス〉 gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp 【要着信確認】
- (4) 回答方法 受付期間に提出された質問書に対する回答は、町ホームページにて令和8年6月16日（火）までを予定とし、回答する。

## 7 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書及びその他関係書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数 各1部

ア 参加申込書(様式第2号)

イ 会社概要書(様式第3号)

ウ 導入実績調書(様式第4号)

エ 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税[その3の3])

オ 暴力団排除に関する誓約書

カ 使用印鑑届出書

キ 委任状 ※委任先がない場合は不要

ク 印鑑証明書

ケ 所属する技術者及び有資格者名簿

コ 直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写し

※連結親会社は連結財務諸表、連結子会社は単体の財務諸表を使用すること。

サ 商業登記簿謄本(登記事項証明書)

※エ、コ、サについては参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの。(コピー可)

※オ～サについては、美里町競争入札参加資格審査手続きが完了している事業者は省略できる。

(2) 提出期限

令和8年6月5日(金)午後5時(必着)

(3) 提出方法持参又は郵送(配達記録が残る郵便に限る。)のいずれかによる。

持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出場所及び送付先

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1

美里町教育委員会事務局学校教育課 学校開校準備室

電話 0495-76-0201

メール gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp【要着信確認】

## 8 一次審査(書類審査)について

(1) 審査方法

提出された参加申込書及び関係書類に基づき、本要領「5 参加者の資格に関する事項」を満たしているか、及び提出書類に不備がないかについて、担当において一次審査を実施する。

なお、本審査は参加要件の適格性を確認するものであり、点数評価は行わないものとし、審査項目については、「美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託プロポーザル審査要領」4 審査方法 (2) 審査基準によるものとする。

(2) 審査結果

審査結果は各事業者に対して、令和8年6月10日(水)までに電子メールによって通知する。なお、審査結果等に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## 9 企画提案書に関する事項

参加申込書等を提出し、参加資格があると認められた者は、以下のとおり企画提案書及びその他関係書類を提出するものとする。

(1) 提出書類(企画提案書等提出届を除き、用紙サイズ等は各項目の指定に従うこと。)

ア 企画提案書等提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（様式第6号）

- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記載すること。
- ・業務目的や業務委託仕様書を踏まえた提案をすること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。
- ・過去の類似業務（スクールバス運行計画等の策定）において、直面した課題とその解決に向けた「創意工夫点」、およびそのノウハウを本業務へどのように応用・展開するかについて記載すること。
- ・円滑な業務遂行に向けた「業務フローと工程管理の考え方」について記載すること。詳細なスケジュール表については、契約後に本町と協議のうえ作成するため、具体的な工程表の提案は求めない。
- ・提案書は、A3判（横使い）で3枚以内（片面）にまとめること。（A3判をA4サイズに二つ折りにして提出すること）
- ・読みやすさを考慮し、文字サイズは原則として11ポイント以上とすること。

※本プロポーザルは、契約前の段階において具体的な運行ルート案などの運行計画そのものの提案を求めるものではない。本町が抱える課題（令和5年度の検討データに基づくルート・台数の最適化、運転手不足への対応等）を解決に導くための「検討の進め方・アプローチ手法」や、「過去の類似業務で培った実績やノウハウを本業務にいかに関活用できるか」を中心に記載すること。

ウ 業務体制（※A4判）

業務に携わる者の氏名、資格、体制、経験等を記載すること。

エ 見積書（※A4判）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。

(2) 提出部数

7部（正本1部・審査会による選考用6部）

※7部それぞれをファイル等に綴じず、クリップ留め等により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月23日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出先及び提出方法 7（4）に同じ

10 二次審査に関する事項

(1) 審査方法及び評価基準 企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施する。審査項目、配点等の詳細な評価基準については、別紙の「美里町立小学校スクールバス運行計画策定業務委託プロポーザル審査要領」による。

(2) 審査日時 令和8年6月29日（月）

参加状況によって、プレゼンテーション審査の日程が変更となる可能性がある。

なお、実施日におけるタイムスケジュールの詳細は、参加者宛に別途通知する。

(3) 審査場所 美里町役場内会議室

※開催場所の詳細は、参加者宛に別途通知する。

(4) 時間配分

各参加者の説明に要する持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を目安。）とする。

説明に際してはPCを使用することができる。プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。

- (5) 参加人数 プレゼンテーションに参加する説明員等は5名以内とする。なお、業務に携わる者が必ず参加するものとする。
- (6) 順番 提案説明を行う順番は、企画提案書等の提出（受付）順とする。
- (7) 内容  
プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等の内容について説明し、質疑応答にも応対すること。
- (8) 審査結果の公表  
審査結果については、令和8年7月1日（水）を目途に参加者にメールにて連絡する。後日、審査結果を美里町ホームページにて公表する。
- (9) その他
  - ア 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、参加者に照会する場合がある。
  - イ 詳細な業務仕様は、審査会で提案された内容について本町と契約者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。
  - ウ 審査結果の電話による問合せは応じない。

#### 11 参加に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効  
次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
  - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 著作権や特許権等の取扱い  
著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。
- (3) 提出書類
  - ア 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
  - イ 提出された書類は返却しないものとする。
  - ウ 提案は1参加者につき1案のみの提出とする。
- (4) 辞退  
本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (5) 費用負担  
参加に要する費用は、参加者の負担とする。

#### 12 問合せ先

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1

美里町教育委員会事務局学校教育課 学校開校準備室

電話 0495-76-0201

メール [gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp](mailto:gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp) 【要着信確認】